

## 障害保健福祉施策の動向と 補装具費支給制度、借受けの導入

株式会社 長崎かなえ

**二宮 誠 H30 7.28**

NPO法人ながさきハンディキャプトサポートセンター

## 本日の内容と目的

➢ 福祉用具に関する制度と、補装具費支給制度

- 福祉用具法、補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業 等

### 社会保障制度の基本的考え方

- 社会保障・労働制度は、「自助」「互助」を基本に、それを補完する制度を「共助」「公助」として位置付けられてきた。
  - 自助：自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する
  - 互助：家庭・地域など生活領域におけるインフォーマルな支え合い
  - 共助：生活上のリスクを分散する医療保険・介護保険・年金保険等
  - 公助：自助・互助が共助では対応できない困難な状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉
- かつては、地域・家庭・雇用といった生活領域で「自助」「互助」の強い基盤が存在

#### 暮らしがどう変わっているか

- 課題の「我が事」化
- 「自助」「互助」の基盤の弱まり
  - 家庭：専身、高齢者夫婦のみの世帯の増加
  - 職場：非正規雇用の増加
  - 高齢：人口減少、社会の担い手不足
- 「共助」「公助」の役割の拡大

#### 仕組みの転換(パラダイムシフト)

### 「地域共生社会」の実現

- 積極的に「自助」や「互助」を応援する
- 地域における実践を支える仕組みへ

これを支える仕組みは…

- 公的支援は「タテワリ」と「一方向」
- 「支え手」「受け手」とに分離される
- 「右肩上がり」という暗黙の前提がある

#### 【具体的な対応】

- 市町村による、住民主体の**地域協働の組織や** **地域支援サービス**の提供、**多様な主体的に対応する民間の福祉支援団体の創設**【社会福祉協議会等】
- **地域における一体的サービス提供**を支援するため、介護保険と障害福祉計画(要介護1)と**介護サービス**を統合【介護保険法等の改正】
- 今後、**高齢・高齢者、若年の重症と**を検討、**若い世代の障害者福祉の推進**を検討。

#### 【好循環】

- 高齢者など自発的に関わり合いながら暮らし、健全な成長に効果。
- 子育て支援で役割を持つことが、子育てに効果。
- 活躍する場を持つことが、自立・自己実現に効果。

#### 地域の実践例 1: 「富山型サービス」(富山県)

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援法の就労継続支援B型の事業を実施する。
- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。

## 障害保健福祉の動向と 障害者総合支援法について

### 障害者の数

○ 障害者の総数は936.6万人であり、人口の約7.4%に相当。  
○ そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は108.2万人、精神障害者は392.4万人。  
○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

#### (在宅・施設別)

在宅障害者: 836.6万人 (89.6%)

施設障害者: 100.0万人 (10.4%)

#### (年齢別)

0歳以上64歳未満: 836.6万人 (89.6%)

65歳以上: 100.0万人 (10.4%)

### 障害福祉施策の歴史

「ホームサービスセンター(旧) 福島の経験」  
※ 障害者などが地域で普通の生活を送ることを奨励する福祉の基本的考え

1949年 障害者福祉法 (45年制定) → 1955年 心身障害者対等基本法 から障害者基本法へ → 1963年 障害者基本法の一歩改正

1962年 身体障害者福祉法 (昭和24年制定) → 1965年 知的障害者福祉法 (昭和30年制定) とし(昭和35年制定) → 1967年 精神障害者福祉法から知的障害者福祉法へ → 1968年 障害者総合支援法の施行

1967年 精神障害者福祉法から精神障害者基本法へ → 1971年 精神障害者基本法から精神障害者福祉法へ → 1993年 障害者総合支援法の施行

3障害共進

### 障害者福祉施策の経緯

1972年 社会福祉法改正(障害者) → 1975年 障害者基本法改正 → 1993年 障害者総合支援法の施行

#### 障害者総合支援法の基本的な仕組み

#### 第1 目的と基本理念

○ 目的…この法律に基づき、障害を総合的に防ぐことにより、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指す。

○ 基本理念…障害者基本法の24条2項で盛り込まれた考え(地域社会での生活)の「社会的障壁の除去」を規定。

#### 第2 福祉給付

○ 障害者自立支援法の給付体系を維持(施設(病も)の単位ではなく、障害者の単位(個人)で「障害」を単位に事業実施)

○ 自立支援給付(介護給付、訓練等給付、計画相談支援給付等、自立支援事業、福祉員)と地域生活支援事業に大別

#### 第3 サービス提供

○ 障害福祉サービス…「自中活動」と「住居」の分離、介護給付は障害者が自立して生活するためのサービス、訓練等給付は障害者に別して訓練を実施するサービスとし、支援の必要性やニーズに応じたサービス提供が可能

○ 地域生活支援事業…通所介護や地域村の介護工具によって利用者の状況に応じて柔軟に実施するもの、基本的な福祉支援、移動支援、手話指導など高度なニーズへのサービス提供

#### 第4 支援給付

○ 障害者の多様な特性その他の心身の状況に応じて必要とされる機動的な支援の提供から生活の安定に資するため(障害者基本法24条第2項、障害者総合支援法第2条第1項)

○ 障害者基本法第24条第2項(障害者基本法第24条第2項)に規定する項目、障害者に関する項目の優先順位も定められ、コンピュータによる一次判定と、専門家の判断による二次判定で特化する。

#### 第5 障害者給付

○ 障害者自立支援法の利用者負担の考え方を維持。

○ 障害者基本法第24条第2項(障害者基本法第24条第2項)に規定する項目、障害者に関する項目の優先順位も定められ、コンピュータによる一次判定と、専門家の判断による二次判定で特化する。

#### 第6 障害者給付

○ 障害者自立支援法の利用者負担の考え方を維持。

○ 障害者基本法第24条第2項(障害者基本法第24条第2項)に規定する項目、障害者に関する項目の優先順位も定められ、コンピュータによる一次判定と、専門家の判断による二次判定で特化する。